貯水槽水道をご利用されているみなさまへ

～簡易専用水道と小規模貯水槽水道～

アパートやビルなどの受水槽を設置している建物で、町の水道をいったん受水槽や高架水槽など（以下、貯水槽）に貯めてから利用している場合、このような水道は『貯水槽水道』というものに定義されます。

貯水槽の保守管理については、貯水槽の設置・管理者となっております。実際に貯水槽水道を使われている利用者様の健康を守り、安心で安全な町上水道をご利用いただくために、適切な管理をお願いいたします。

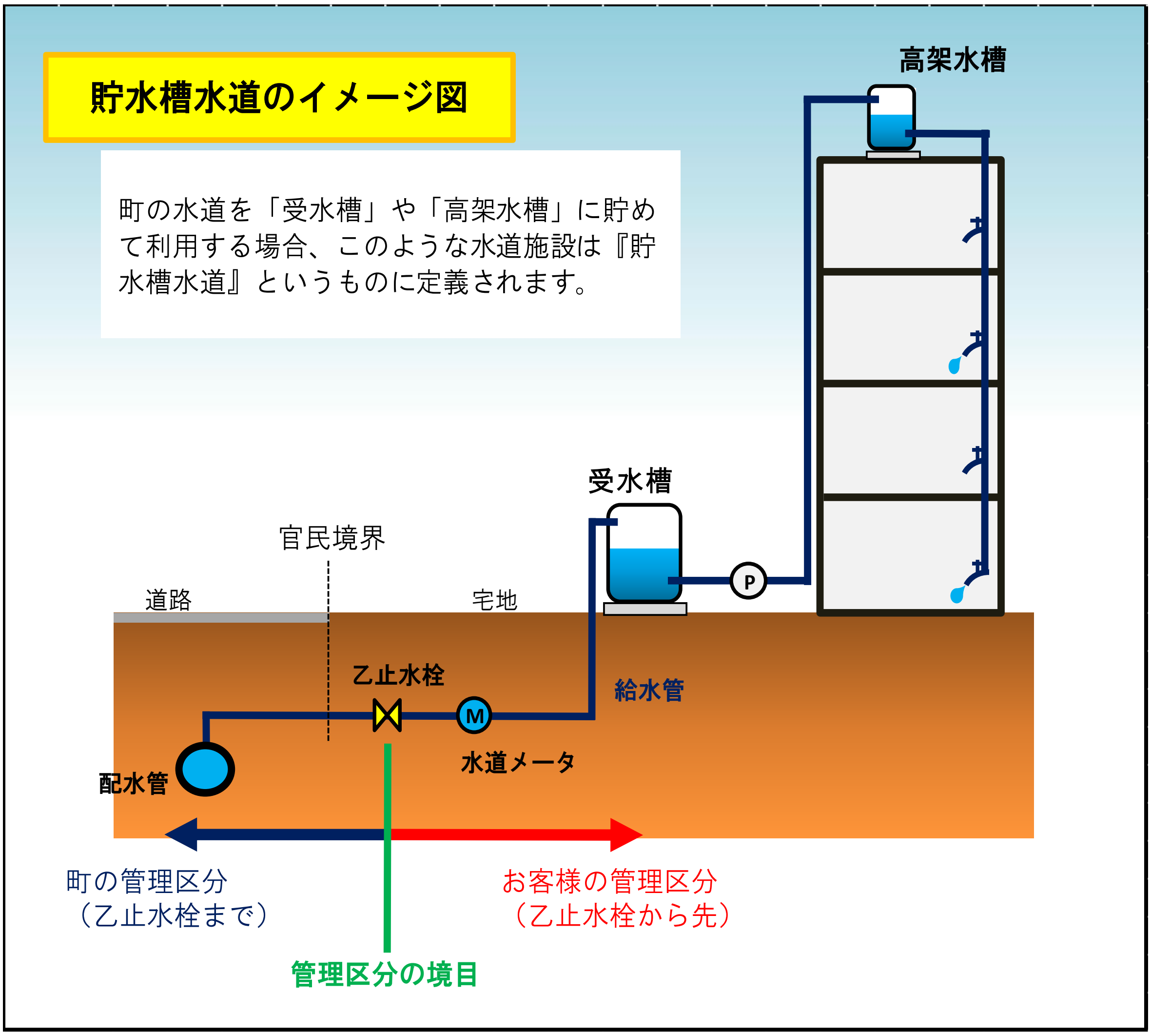

◎ 貯水槽水道は、貯水槽の有効容量によって次のように分類されます

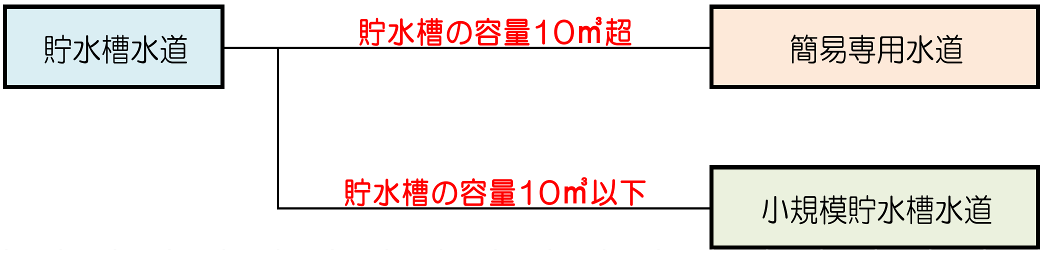

➢ 簡易専用水道について

貯水槽の有効容量が 10 ㎥を超える簡易専用水道は、水道法および水道法施行規則によって必要な衛生管理が義務化されています。

1. 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（年 1 回）

　設置者は、毎年 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査を受験しなければなりません。

　主な検査内容は次の通りです。

① 施設の外観検査

水槽及びその周辺の状況についての検査

② 水質検査

給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

③ 書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃記録、水槽点検・水質検査の記録、検査結果書の保管状況の検査

2. 貯水槽施設の管理

　貯水槽施設は町ではなくお客様の管理区分となりますので、設置・管理者の方は施設を衛生的に管理する必要があります。管理会社などに管理を依頼するなど設置・管理者自らが管理を行わない場合は、実際に管理を担当する人を決め、責任の所在を明確にし、適切な管理を行ってください。

① 貯水槽の清掃

必ず年に１回以上の定期的な清掃を行ってください。

② 施設の点検

月１回程度、水槽及びその周辺の点検を行ってください。

- 周辺は清潔にしてあるか
- 水槽にひび割れなどは見られないか
- 水槽内が汚水などで汚染されていないか
- 水槽内に異物の混入が見られないか
- マンホールの施錠は完全であるか
- オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全であるか

③ 給水栓における水質検査

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味を確認してください

《簡易専用水道に関する問合せ》

上三川町上下水道課　上水道業務係　　電話：0285-56-9168

➢ 小規模貯水槽水道について

貯水槽の容量が 10 ㎥以下の小規模貯水槽水道については、簡易専用水道のように法令上の検査・報告義務等はありません。しかし町では条例により、「当該受水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。」と定めています。（上三川町水道事業給水条例第 45 条第 2 項）

貯水槽施設は、町ではなくお客様の管理区分となりますので、適切な管理をお願いします。

◎条例等で定める管理及びその管理状況に関する検査

（上三川町水道事業給水条例施行規程第 37 条より）

✧ 毎年 1 回以上定期に水槽の清掃を実施

1 年に 1 回以上、定期的に水槽の清掃を行うようにしてください。

✧ 水槽の点検等、有害物や汚水等によって水槽内の水が汚染されるような事態を防止するために必要な措置の実施

水槽のひび割れが起こっていたり、マンホールに鍵が設置されていない、あるいはマンホールが外れてしまっている場合、その部分から雨水や汚水が貯水槽内に入り込んだり、異物が混入されたりする恐れがあります。定期的な点検を行い、異常があった場合は必要な措置をとってください。

✧ 給水栓（蛇口）における水の状態の確認

給水栓（蛇口）から出る水の状態を確認し、水の色、濁り、臭い、味などをチェックしてください。また、1 年以内ごとに 1 回、水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素に関する水質の検査を行ってください。

✧ 給水する水に異常を認めた場合の水質検査の実施

水の状態を確認した際に、もしも異常が認められた場合は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行ってください。

✧　供給する水が健康を害する恐れがあると知った際の給水の停止及び関係者への周知の措置

異物の混入や汚水の流入などによる汚染事故等により、供給している水が利用者の健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨の周知を関係者に対して行ってください。

《貯水槽水道での主な事故に関する事例》

- 定期的な貯水槽内部の清掃を実施しなかったことにより、貯水槽内部にサビや藻などが発生し、水質が悪化。
- 貯水槽のマンホールの部分にカギが設置されていない、マンホールの蓋が壊れていたため、そこから異物が混入。
- 貯水槽に亀裂やすき間が存在しているため、そこから水漏れが発生、あるいは雨水や汚水が水槽の内部に混入。
- 通気管部分の防虫網が破れていたため、その部分から虫や小動物が貯水槽内に侵入。

こういった事例を未然に防ぐためには、定期的な貯水槽の点検、管理の強化や衆人監視による不審者の発見・通報等が有効です。

貯水槽は普段あまり人目に触れられない場所に設置してある場合が多く、管理がおろそかになりがちになりますが、貯水槽水道を利用される方々が安心して水道を利用できるように、適切な管理をお願いいたします。

《小規模貯水槽水道に関する問合せ先》

上三川町　上下水道課　上水道業務係　　電話：0285-56-9168

上水道工務係　　電話：0285-56-9169